

平成28年12月20日

株式会社 岩手銀行

投資信託の分配金に係る通知案内文書の発送中止ならびに
「上場株式配当等の支払通知書」の郵送開始について

当行では、下記のとおり投資信託の分配金に係る通知案内文書の都度郵送（交付）を廃止するとともに、新設文書（上場株式配当等の支払通知書）の年1回郵送（交付）を開始します。何卒、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 廃止する文書

	通知案内文書名	対象となるお客様	廃止時期
(1)	利金・分配金・償還金のお知らせ	当行特定口座または一般口座で投資信託の分配金を受け取られた方	平成29年1月
(2)	収益分配金再投資のご案内		

2. 年1回郵送（交付）する文書

	お客様の口座区分		文書名	郵送時期
(1)	特定口座	源泉徴収あり	・特定口座年間取引報告書	毎年1月
		源泉徴収なし	・特定口座年間取引報告書 ・上場株式配当等の支払通知書	
(2)	一般口座		・上場株式配当等の支払通知書	

3. その他

- (1) 「上場株式配当等の支払通知書」は、前年1年間に受け取った投資信託の分配金および公共債の利子に係るお知らせであり、前年分の確定申告の添付書類として使用できますので大切に保管願います。
- (2) 受け取られた投資信託の分配金は、3カ月毎にお届けする「取引残高報告書」にてご確認いただけます。

以上

※ご不明な点は、当行窓口にてお問い合わせください。